

## 第2回 債務調整等に関する調査研究会

### 【開催日時等】

- 開催日時：平成19年2月14日（水）10：00～11：30
- 場所：総務省4階 401会議室
- 出席者：宮脇座長、跡田委員、白川委員、中島委員、菱田委員  
坂本行政課長、平嶋地方債課長、青木財務調査課長 他

### 【議題】

- (1) 資料説明
- (2) 意見交換

### 【配布資料】

- 資料1
- 参考資料1～3

### 【概要】

- 事務局から資料1について説明
- 前回の研究会であげられたテーマについて意見交換
  
- 出席者からの主な意見、やり取り
  - ・ 債務調整を行うことを制度化する場合の課題について、一定の方向性を出すとしたら一定の基軸や視点がいるのではないか。
  - ・ 現在の我が国の倒産手続の特徴を踏まえて、地方自治体の倒産手続のあり方を構想するならば、地方自治体は解体・清算することは許されないだろうから、個人再生手続のアナロジーを基本として、再建ないし再生手続を考えるのが良いのではないか。
  - ・ 自治体のコアとなる普通会計については個人再生の考え方もあり得るが、例えば宅地造成等の普通会計の税金負担なしを前提で作られている会計や公社等については、清算型もあり得るのではないか。
  - ・ 個人再生は割と小額の世界の話であるが、自治体が再生しなければいけない場合は相当な規模が想定される。個人再生のアナロジーとは前提が少し違っており、そこで問題が生じないか。
  - ・ 企業再生等のアナロジーも、取り入れられるところは取り入れた方が良いが、基本的には、シンプルな個人再生の手続を基本に据えることで、清算価値保障原則等の議論を断ち切り、いろいろな課題にも一定の方向性が見えてくるので

はないか。

- ・ 今後、強力な早期是正の後の再生ということを考えると、破綻というのは余程のことがないと起こらないとも考えられるのではないか。
- ・ 債務調整を行財政制度の改革が進んだ段階で議論するにあたり、現行制度上、近い土台は何かということで整理しているため、様々な問題が考えられるのは当然。そういったところを整理しながら分権改革推進委員会に引き継いでいくのが良いのではないか。また、破綻が起こりえないとしても、制度としては検討すべきかどうかの議論は必要ではないか。
- ・ 民事再生法型のアナロジーを適用した場合、債権者の受け入れるインセンティブがあるかどうかとなるが、新たな制度設計をすることで、法人格を残したまま清算価値を観念することも可能ではないか。
- ・ コアの部分は清算できないけれども、遊休不動産等、限定的な清算という概念はあり得るのではないか。
- ・ 債務調整の議論の前提として、お金を借りる目的や貸し手の期待していた内容により、必然的に債務調整のあり方も変わってくると考えるため、それをケース分けして、マトリックスで整理することが必要ではないか。
- ・ ケース分けの方法としては、例えば、事業からのキャッシュフローによる分類と、それらに対する国の関与度の度合いで分け、そのケースに合わせて合理的な借入の態様を考えれば、それに応じた債務調整の可否や方法が見えてくるのではないか。
- ・ それに当たっては、既存債務への信用補完、ストラクチャーの考え方、新たなプレイヤーの参入促進策等の検討、また、債務調整をどこまでやるのか、清算までであるとした時に自治体のモラルはどうなるのか等、議論が必要な部分も多いのではないか。
- ・ キャッシュフローによる分類は、同じ事業でもいろいろなケースがあると思うが、どのように考えるのか。
- ・ キャッシュフローによる分類は、理論的な話でなく実態で区別すれば良いと思うが、その区別方法で良いのかも含めて議論が必要か。
- ・ 財政問題だけで整理がつかないところについて、行政体系の問題として、これを捉えていかなければいけない部分もあるのではないか。
- ・ だからこそ、議論の前提は限定的でなければいけないのではないか。
- ・ 仮に政府の関与を全くやめると決めたときに、金融機関の期待が全く変わり、国の関与による分類の中身も変わってしまうのではないか。